

グループホームら・そしあ重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人禎心会
所 在 地	札幌市東区北47条東17丁目1番1号
電 話 番 号	011-789-1150
代表者氏名	理事長 徳田 禎久
設 立 年 月 日	平成9年4月1日

2. ご利用施設

事業所番号	札幌市指定 0190202010
事業所の種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
事業所の名称	グループホームら・そしあ
事業所の目的	介護保険法及び関係法令に基づき、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。
事業所の所在地	札幌市北区新川1条6丁目3番3号
電 話 番 号	011-768-6119
管 理 者	高橋 由美
事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none">・事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。・利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。・適切な介護技術をもってサービスを提供します。・常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。
開 設 年 月 日	令和3年7月1日
入 居 定 員	18名(2階9名 3階9名)

3. 建物設備の概要

(1)居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は全室個室で、日常生活は9人ずつのユニットケアを基本にしています。ユニット毎に、食堂・リビングがあり、トイレ3ヶ所、洗面化粧台4台を設置しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
居室（一人部屋）	18室	2ユニット(2階・3階) 電動ベッド、吊戸棚、カーテンの用意をしております。
共同生活室	2室	各ユニットに1室(食堂・リビングほか)
浴室	2室	一般浴槽
トイレ	6カ所	各ユニットに3カ所設置 (車椅子の方でも容易に利用できます)

※居室の変更について：入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定いたします。また入居者の心身の状況により居室を変更する場合がありますが、入居者やご家族等と協議のうえ変更いたします。また他の居室の入居者が体調不良等で頻回な観察が必要となった場合に、他の居室への移動をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

☆法人が自主的に設置した運営基準外の施設・設備

施設設備の種類	室数	備 考
理美容室	1室	専門家による理髪・美容サービスを提供しています。

※理美容室の利用は有料となります。

4. 職員の配置状況

当事業所では、入居者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供する者として、下記の職種の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

3階ユニット

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務 (兼務する職種)	専従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1		1 (2階ユニット、介護従業者)			介護支援専門員、 介護福祉士

計画作成担当者	1		1 (介護従業者)			介護支援専門員、介護福祉士
介護従業者	10	5	1 (管理者) 1 (計画作成担当者) 1 (デイサービス管理者)	2		介護福祉士 9人 介護福祉士実務者研修 1人
事務職員	1		1 (2階ユニット、デｲﾌﾞｽ)			

2階ユニット

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務 (兼務する職種等)	専従	兼務 (兼務する職種等)	
管理者	1		1 (3階ユニット、介護従業者)			介護支援専門員、 介護福祉士
計画作成担当者	1		1 (介護従業者)			介護福祉士
介護従業者	10	5	1 (管理者) 1 (計画作成担当者) 1 (デイサービス管理者)	2		介護福祉士 9人 無資格 1名
事務職員	1		1 (3階ユニット、デｲﾌﾞｽ)			

<配置職員の職務内容>

管理者	事業所の業務の管理及び従業者等の管理を一元的に行う。
計画作成担当者	適切なサービスが提供されるよう介護計画の作成及び管理、家族・関係機関との連絡調整に従事する。
介護従業者	入居者の日常生活の必要な介護及び支援に従事する。
事務職員	事業所の運営管理、建物設備の管理、庶務・会計事務、人事関係事項、福利厚生、各部門との連携指導及び関係機関との連絡業務に従事する。

<職員の勤務体制> 3階ユニット・2階ユニット共通

職種	勤務体制	
管理者	8:45～17:15 (月～土のうち週5日)	
計画作成担当者	8:45～17:15 (月～土のうち週1～2日)	
介護従事者	昼間の体制 月～日	早番 7:00～15:30 (1名) 日勤 8:15～17:15 (1名) 遅番 12:00～20:30 (1名)
	夜間の体制 月～日	夜勤 16:30～翌9:30 (1名)
事務員	8:45～17:15 (月～土のうち週5日)	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1)介護保険の給付対象となるサービス(契約第4条参照)

当事業所では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

<サービスの概要>

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 当事業所では、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したメニューで家庭的な食事を提供します 摂取場所は、各ユニットの食堂を基本にしておりますが、入居者の状況に応じて支援します (食事時間) 朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 17：30～ ※上記の時間を目安としておりますが、入居者の状況に配慮し支援します
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の身体状況に合った入浴方法で、自分のペースでゆったりと入浴できます 可能な限り入居者の希望する時間帯に入浴できるよう配慮します 入浴又は清拭を一週間に最低2回行い清潔を保ちます
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います
整 容	<ul style="list-style-type: none"> 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう支援します シーツ類は、週1回交換洗濯します
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 身体機能の低下防止のため、日常生活の中での状況に適した機能訓練を行います
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 介護従事者が入居者の身体状況の把握をするとともに、1週間に1回、訪問看護による健康状態の管理を行います 協力医療機関からの月1回の訪問診療、あるいは通院の体制を確保します
行事・レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に行事やレクリエーションを行います
看取り介護 (ターミナルケア)	<ul style="list-style-type: none"> 事業所で定めた看取り介護に関する基本理念及びそれに基づくサービス提供の方針に沿って、医師及び医療機関との連携を図り、他職種協働の体制のもと、ご家族のご意向を確認し、共に入居者の終末期の支援を行います
その他自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します 入居者が相互に社会的関係を築き、それぞれ役割を持って生活ができるよう配慮します 教養、趣味、娯楽などの活動をしていただく機会を作るよう配慮します

(2)介護保険の給付対象外サービス(契約書第5条、第7条参照)

以下のサービスについては、介護保険の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、そのサービスの提供に伴い、所定の料金をお支払いいただきます。なお、別表の所定料金、あるいは、現在無料サービスとしている行為について、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう2ヶ月前までにご説明します。

<サービスの概要>

①理・美容サービス

事業所内に設置した理・美容室で、専門の理・美容師の出張による理・美容サービスが受けられます。

②おむつ等利用サービス

利用者が必要とするおむつ等の利用サービスが受けられます。

(3) サービス利用料金

別表参照

(4) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

入居者は、介護保険給付費自己負担分および、介護保険給付費対象外のサービス費用等、みなさまにご負担いただくべき費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日以降にご請求しますので、月末までにいずれかの方法でお支払いください。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 自動引き落とし	<ul style="list-style-type: none">入居者の指定される金融機関の口座から自動引き落としとなりますご利用できる金融機関：市内の各種金融機関並びにゆうちょ銀行この場合、引き落としのための手続きが必要となりますので、職員にお申し付けください
イ. お振込み	<ul style="list-style-type: none">下記指定口座へお振込みください 銀行名：北海道銀行 北栄支店 口座番号：0949828 口座種別：普通口座 口座名義：社会福祉法人禎心会 理事長 徳田 積久
ウ. 窓口での お支払い	<ul style="list-style-type: none">当事業所の窓口にて現金でお支払いください

(5)医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記の協力医療機関において診療等を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関名	住所・電話番号	診療科目
社会医療法人禎心会 禎心会北45条在宅クリニック	札幌市東区北45条東9丁目2-7 電話011-712-5161	内科 脳神経外科

②協力医療機関

医療機関名	住所・電話番号	診療科目
社会医療法人禎心会 札幌禎心会病院	札幌市東区北33条東1丁目3-1 電話011-712-1131	内科 整形外科 放射線診療科 脳神経外科 皮膚科 形成外科 神経内科 泌尿器科 麻酔科 消化器内科 糖尿病内科 病理診療科 消化器外科 腫瘍内科 歯科口腔外科 循環器内科 乳腺外科 リハビリテーション科 心臓血管外科 婦人科 ペインクリニック外科 頭頸科 放射線外科

③協力歯科医療機関

医療機関名	住所・電話番号	診療科目
ルシート歯科矯正歯科 クリニック	札幌市東区北22条東16丁目2-30-102 電話011-792-7777	歯科[訪問診療]

6. 利用の留意事項

事業者のご利用にあたって、入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1)ご用意いただくもの

衣類(家庭用洗濯乾燥機の使用が可能なものをご用意ください)、上靴、外靴、帽子、ジャンパー、パジャマ、洗面用具一式、ティッシュ、髭剃り、眼鏡、義歯、薬、介護保険証、医療保険証、身体障害者手帳等。

その他、車椅子や装具、杖等、普段使い慣れているもの、日常生活でお使いになられる物はお持ちください。

※ただし、動物、生物(なまもの)及び危険物と思われる物に関しては制限させていただく場合がございます。

(2)面会

面会時間 9:00～20:00

※来訪者は、面会簿にご記入の上、必ずその都度職員にお申し出ください。

※なお、来訪される場合、生物(なまもの)・危険物等の持ち込みはご遠慮ください。

※感染症等で面会を制限させていただく場合がございます。ご了承ください。

(3)外出・外泊

管理者の許可によります。

外出・外泊を希望される場合は、予定日の3日前までに届出を提出してください。

(5)事業所・設備の使用上の注意(契約書第10条参照)

- ・居室及び共用スペース、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所、設備を壊したり、汚したりした場合には、入居者に自己負担により修繕していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当事業所の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6)喫煙

喫煙はできません。

7. 事業所を退居していただく場合(契約の終了について)(契約書第13条参照)

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、入居者に退居していただくこととなります。(契約書第13条参照)

- ① 入居者が死亡した場合
- ② 要介護(要支援)認定により入居者の心身の状況が自立、要支援1と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 事業所が不慮の事故等により一体的なサービス提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥ 入居者から退居の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください)
- ⑦ 事業者から退居の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照ください)

(1)入居者からの退居申し出(契約解除)(契約書第14条参照)

契約の有効期間であっても、入居者から当事業所からの退居を申し出ることができます。

その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入居者が長期入院された場合
- ③ 入居者が申し出なく退居され、事業者が入居者又は家族等に解約の意思を確認した場合
- ④ 事業者もしくは職員が(3)ハラスメントの内容にあるようなハラスメント行為を行った場合

(2)事業者からの申し出により退居していただく場合(契約書第 15 条参照)

以下の事項に該当する場合は、当事業所から退居していただくことがあります。

- ① 入居者によるサービス料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ② 入居者が、故意又は重大な過失により、事業所又は職員もしくは他の入居者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 入居者が、連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ④ 入居者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑤ 利用者、ご家族より(3)ハラスメントの内容にあるようなハラスメント行為がある場合(管理者よりご連絡させていただき、話し合いの元、必要時には弁護士等と相談の上、2週間の予告期間を持ち、サービス提供の停止、契約解除とさせていただく場合があります)

(3) ハラスメントの内容

- 1) 身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
 - ①物を投げつける
 - ②たたく、蹴る。それと同様に見える行為
 - ③つばを吐く
等その他
- 2) 精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為)
 - ①大声で怒鳴る
 - ②威圧的な態度での言動
 - ③合意ない監視カメラの設置
 - ④無視をする
 - ⑤人格を侮辱するような言動
等その他
- 3) セクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)
 - ①不必要に体を触る行為
 - ②卑猥な写真や雑誌を見せる
 - ③卑猥な言動
等その他

※入居者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第 17 条参照)

当事業所に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

- ① 3ヶ月以内の退院が見込まれる場合は利用者または家族(利用者代理人)と事業所の協議のうえ、居室確保に合意したときには契約を継続することができます。
- ② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合は、事業所に再び優先的に入居することはできません。

(4)円滑な退居のための援助(契約書第 16 条参照)

入居者が当事業所を退居する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

8. 身元引受人(契約書第 19 条参照)

入居者は、契約時に入居者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人としての身元引受人を定めて頂きます。

- ・当事業所は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物等を引き取って頂きます。
- ・また、引き渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担頂きます。

9. 連帯保証人(契約書第 20 条参照)

連帯保証人となる方については、本契約から生じる入居者の債務について、限度額 50 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、入居者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、当事業所は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、延滞金の額、損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

10. 相談・苦情の受付について(契約書第 23 条参照)

(1)当事業所における相談・苦情の受付

当事業所におけるご相談や苦情は以下の専用窓口で受付けます。また、職員間でハラスメントの研修会を開催しておりますが、職員からハラスメント行為を受けた場合は管理者までご連絡ください。

○相談・苦情受付窓口

グループホームら・そしあ

電話番号：011-768-6119

F A X：011-768-1818

担当職員：所長 高橋由美、介護主任 菅原智加子、池田美保

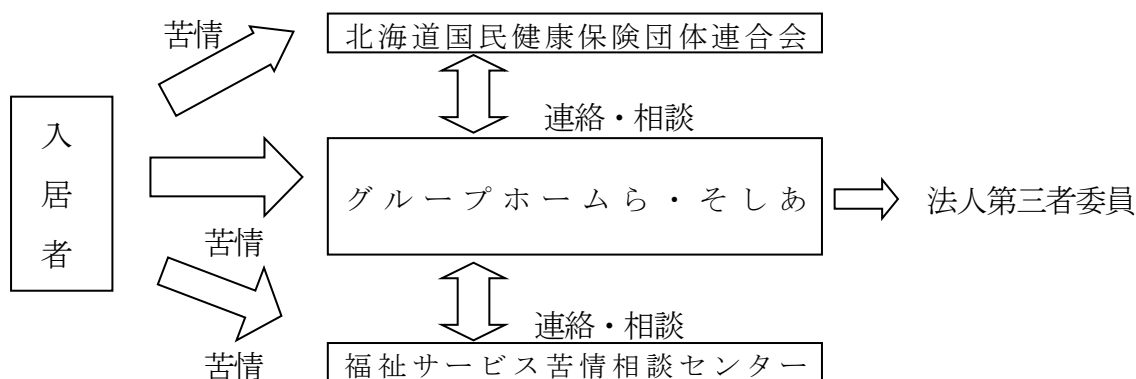
○受付時間：月曜日～土曜日（12/29～1/3を除く）

午前8時45分～午後5時15分

法人第三者委員：成田教子 011-242-5022 (成田教子法律事務所弁護士)

岩内敏晃 011-785-6110 (社会医療法人積心会道央在宅事業部副部長)

<サービスに対する苦情への対応手順>



(2)苦情処理の流れ

- ① 苦情・相談の受付とその内容の記録と法人第三者委員への報告
- ② 問題点・対応策の検討

- ③ 入居者又は家族等への説明
- ④ 対応策の実行(介護計画の変更、サービス提供の改善・連絡調整)
- ⑤ 対応策実行後の結果の確認
- ⑥ 入居者又は家族等への報告
- ⑦ 苦情処理の結果の記録、管理者への報告
- ⑧ サービス提供体制の改善提供

(3)行政機関その他苦情受付機関

北海道国民健康保険団体連合会	所在地：札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号：011-231-5175(直通) F A X：011-233-2178 受付時間：月曜日～金曜日(午前9時～午後5時)
福祉サービス苦情相談センター	所在地：札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター3階 電話番号：011-632-0550 F A X：011-613-5486 受付時間：月曜日～金曜日(午前9時～午後5時)

11. 事故発生時の対応(契約書第11条、第12条参照)

事業者は、介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに入居者の家族・市町村等に連絡し、必要な措置を講じます。

また、当該事故の状況及び事故に際し行った処置について記録し、再発防止に努めます。なおサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 非常災害時の対策

① 非常時の対応・対策

当事業所の消防計画を基に対応を行います。

② 避難訓練及び防災設備

当事業所は、年2回以上昼間及び夜間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して行います。

(主要防火設備)

- ・避難バルコニー
- ・防火扉
- ・スプリンクラー
- ・非常誘導灯
- ・煙探知機
- ・火災通報装置
- ・火災受信機

虐待予防・虐待対応の行動指針

利用者の生命と尊厳の安全を保護するために以下の対応をいたします。

- ① 事業所内で担当責任者を決め、虐待防止委員会の開催
- ② 従事者に対する年1回の虐待予防・対応に対する研修の実施
- ③ 利用者や 家族・近隣住民・他サービス事業所からの連絡相談体制の整備
- ④ 虐待発見やそのおそれのある場合、速やかに地域包括支援センターへ通報
- ⑤ 自ら権利を擁護することが困難な場合、必要に応じて成年後見制度等の利用支援

※2006年に「高齢者虐待防止法」「児童虐待防止法改正法」、2012年に「障がい者虐待防止法」が施行されています。

「虐待」は「養護者による高齢者・障がい者・児童虐待」と「従事者等による高齢者・障がい者・児童虐待」に分けて定義しています。養護者とは「高齢者や障がい者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者や障がい者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。また、児童に関しては保護者・監護者が該当します。

高齢者・障がい者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者・障がい者虐待の早期発見に努めなければならない。とされており、虐待発見やそのおそれのある場合は、速やかに札幌市へ相談通報の義務があります。

以下の内容に近い事例は通報いたします。

養護者・保護者・監護者による虐待の種類

虐待の種類	虐待の内容
身体的虐待	<ol style="list-style-type: none">① 暴力的行為で、痛みや、身体にあざや外傷を与える行為② 本人に向けられた危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず本人を乱暴に取り扱う行為④ 外部との接触を意図的に、継続的に遮断する行為。

介護世話の放棄。放任 (ネグレクト)	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、本人の生活環境や、本人自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、本人が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p>
心理的虐待	① 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。
性的虐待	① 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為 またはその強要。
経済的虐待	① 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

従業員などによる虐待の種類

虐待の種類	虐待の内容
身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みや、身体にあざや外傷を与える行為。</p> <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。</p> <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。</p> <p>④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p>
介護世話の放棄。放任 (ネグレクト)	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p>
心理的虐待	① 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。
性的虐待	① 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。
経済的虐待	① 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2021年7月1日

個人情報保護に対する基本方針

1. 基本方針

社会福祉法人禎心会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、入居者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

3. 安全確保の実践

- (1) 当法人は個人情報保護の取り組みを全役職員に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ、評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

4. 個人情報保護に関する問い合わせ窓口

入居者本人から、当法人が保有する個人情報についての質問や問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼については、窓口で受け付けます。

個人情報の利用目的

グループホームら・そしあは、入居者及び家族の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【入居者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[当事業所内部での利用目的]

- ・当事業所が入居者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの入居者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －入退居等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該入居者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が入居者等に提供する介護サービスのうち
 - －入居者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所・地域包括支援センター(介護予防支援事業所)等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －入居者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払い機関へのレセプトの提出
 - －審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

重度化した場合の対応に係る指針

グループホームら・そしあ（以下、「事業者」といいます）は、利用者が可能な限り安心かつ快適な生活が継続できるように、日常的な健康管理を行うとともに、医療の必要性がある場合に適切な対応がとれるような体制を整備していきます。

(1) 利用者に対する日常的な健康管理

- 1 事業者は介護従業者が利用者の身体状況の把握をするとともに、1週間に1回、訪看護ステーションの看護師が、利用者のもとを訪れ、健康状態を管理しています。
- 2 看護師は利用者の主治医または事業者の協力医療機関と連携し、利用者の状態の判断をするとともに、介護従業者等に対し、医療面からの適切な指導や援助を行います
- 3 事業者は利用者の定期的な受診に際し、利用者の主治医または事業者の協力医療機関からの訪問診療あるいは通院の体制を確保します。
- 4 事業者は連携する訪問看護ステーションを次のとおりとします。
 - ・社会医療法人禎心会 訪問看護ステーション禎心会北
札幌市北区新川1条6丁目3番3号 TEL (011) 768-6119
- 5 事業者は協力医療(歯科)機関を次のとおりとします。
 - ・社会医療法人禎心会 禎心会北45条在宅クリニック（在宅医療支援診療）
札幌市東区北45条東9丁目2番7号 TEL (011) 712-5161
 - ・社会医療法人禎心会 札幌禎心会病院（脳神経外科、循環器内科等）
札幌市東区北33条東1丁目3番1号 TEL (011) 712-1131
 - ・ルシート歯科矯正歯科クリニック
札幌市東区北22条東16丁目2番30号-102 TEL (011) 792-7777

(2) 急性期における医師や医療機関との連携体制

- 1 事業者は利用者の健康状態が変化した場合、日中・夜間・休日のいずれにおいても勤務している介護従業者から協力医療機関と訪問看護ステーションの看護師に、24時間連絡がとれる体制を確保します。
- 2 事業者は利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合等、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
- 3 事業者は利用者の急変時には協力医療機関に、救急治療を受けられるよう連携をとります。

(3) 入院期間中におけるグループホームの家賃、食費等の取扱い

- 1 事業者は利用者が、入院等で一定の期間グループホームを離れる場合、利用者または家族（利用者代理人）と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは契約を継続することができます。但し、入院期間が長期になり、退院が見込まれない等の場合、契約を終了することがあります。

- 2 入院等で居室を確保した場合、半月単位で計算し、家賃を請求いたします。
 - 3 家賃以外の食費、光熱水費等は日割り計算とし、入院の翌日からは発生しません。
- (4) 看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等 看取りに関する指針
- 1 介護度が重度化し、疾病が悪化しても、利用者が当事業者での生活の継続を希望し、家族（利用者代理人）の理解が得られ、当事業者の体制がその状態に対応できると判断される時には、看取り介護をします。
 - 2 入居契約時、介護計画の作成、更新時等に、看取り介護が必要となった場合、利用者本人、家族が当事業者を含め、どこで生活することを希望するかをお聞きし、変更があった場合にも意思確認をします。
 - 3 利用者の疾病の回復が望めず、医療機関での治療に積極的な意義が見出せないと判断された場合、利用者本人、家族に当事業者の体制を確認していただいた上で、意思確認の話し合いを持ちます。
 - 4 利用者本人、家族が当事業者での生活を希望された場合、当該医療機関の医師・看護師・ソーシャルワーカー等と話し合いを持ち、当事業者の体制で対応可能かどうかを検討します。
 - 5 医療機関との検討結果をあらためて、利用者本人、家族に伝え、再度意思確認をします。
 - 6 利用者本人、家族が希望し、当事業者での看取り介護の対応が可能な場合、事業者が定める「看取りに関する指針」について説明し、同意をとることとします。
 - 7 看取り介護を行う際、利用者の介護に係る計画を作成した上で、医師、看護師、介護従業者等が共同して、利用者・家族の求め等に応じ随時、説明し、同意を得て介護します。
 - 8 看取り介護加算に係る一部負担の請求や医療機関に対する情報提供等については、看取り介護の開始あるいは退居等の際、利用者、家族等への説明と文書による同意を得ることとします。

グループホームら・そしあ

入居者負担金一覧表

(1) 介護報酬に係る利用者負担金

基本サービス費:認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ):1日につき

介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位	749	753	788	812	828	845

加算について

加算の種類	単位	備考
若年性認知症利用者受け入れ加算	120 単位/日	若年性認知症利用者に対する介護
初期加算	30 単位/日	入居日から30日以内の期間
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位/日	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上
看取り介護加算	72 単位/日	死亡日45日前～31日前
	144 単位/日	死亡日30日前～4日前
	680 単位/日	死亡日前々日、前日
	1280 単位/日	死亡日
入院時費用	246 単位/日	3か月以内に退院が見込まれる入居者の再入居の受け入れ体制(1月に6日限度)
初期加算	30 単位/日	入居日から30日以内の期間
退居時相談援助加算	400 単位/回	自宅等への退居者の相談援助(1回限度)
医療機関連携加算Ⅰ(ハ)	37 単位/日	日常の健康管理と必要時に適切な医療の対応がとれる体制(要支援2は算定不可)
協力医療機関連携加算	100 単位/月	病歴等の情報を共有する会議を定期的に行う(要支援2は算定不可)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 単位/月	一般的な感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切な対応がとれる体制
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 単位/月	3年に1回以上感染制御等に係る実地指導を受けている
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位/月	介護現場における生産性の向上に資するICT等のテクノロジーの活用促進
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	科学的介護情報システム(LIFE)活用、PDCAサイクル促進
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150 単位/月	認知症の行動・心理症状(BPSD)の予防等に資するチームケアを実施
口腔衛生管理体制加算	30 単位/月	月1回以上口腔ケアに係る技術的助言及び指導
退居時情報提供加算	250 単位/回	医療機関へ退居する入居者について生活支援上の情報提供(1回限度)
新興感染症等施設療養費	240 単位/日	新興感染症発生時において医療機関と連携を確保し感染した入居者へ該当する介護サービスを行った場合(1月に5日限度)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		基本サービスと加算を合計した単位の18.6%

1日の利用者負担額概算(基本サービス費+通常の加算+介護職員処遇改善加算)

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費:単位	749	753	788	812	828	845
医療連携体制加算Ⅰ(ハ):単位		37	37	37	37	37
サービス提供体制強化加算Ⅰ:単位	22	22	22	22	22	22
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ)	10	10	10	10	10	10
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ)	5	5	5	5	5	5
協力医療機関連携加算		100	100	100	100	100
認知症チームケア推進加算Ⅰ)	150	150	150	150	150	150
科学的介護推進体制加算	40	40	40	40	40	40
生産性向上推進体制加算Ⅱ)	10	10	10	10	10	10
口腔衛生管理体制加算	30	30	30	30	30	30
介護職員処遇改善加算Ⅰ):単位	189	215	222	226	229	232
1日の合計単位	1,205	1,372	1,414	1,442	1,461	1,481
1日の合計金額概算(1割)	1,222円	1,392円	1,434円	1,463円	1,482円	1,502円
1日の合計金額概算(2割)	2,444円	2,783円	2,868円	2,925円	2,963円	3,004円
1日の合計金額概算(3割)	3,666円	4,174円	4,302円	4,387円	4,445円	4,506円

(2) 利用料

項目	金額	備考
家賃	60,000円 /月	入退居時は半月単位で対応 生活保護者 36,000円
食費	1,500円 /日	
光熱水費	820円 /日	
暖房費(11月~3月)	200円 /日	

(3) 理美容代

介護保険給付対象外サービスの利用料は全額入居者負担となります

項目	内容	金額	内容	金額
理美容代 (1回につき)	顔剃り	1,100円	パーマ	4,500円
	カット	1,900円	総合調髪・パーマ	5,800円
	カット・顔剃り	2,100円	毛染めのみ	4,000円
	総合調髪・毛染め	4,700円	パーマ・毛染め	9,500円
	シャンプー別途	+310円	セット	900円

(4) おむつ代

項目	内容	規格	価格(税込)
おむつ代 (1袋につき)	ライフリーリハビリパンツ レギュラー S	28枚	1,639円
	ライフリーリハビリパンツ レギュラー M	26枚	1,660円
	ライフリーリハビリパンツ レギュラー L	24枚	1,686円
	ライフリーリハビリパンツ レギュラー LL	22枚	1,717円
	ライフリーリハビリパンツ スーパー S	22枚	1,713円
	ライフリーリハビリパンツ スーパー M	20枚	1,713円
	ライフリーリハビリパンツ スーパー L	18枚	1,713円
	ライフリーリハビリパンツ スーパー LL	16枚	1,713円
	ライフリー横モレ安心テープ止め S	24枚	1,636円
	ライフリー横モレ安心テープ止め M	23枚	1,724円
	ライフリー横モレ安心テープ止め L	20枚	1,765円
	ライフリー横モレ安心テープ止め LL	15枚	1,402円
	ライフリー外モレ安心サラサラパッド	48枚	1,182円
	ライフリー長時間安心サラサラパッド	48枚	1,631円
	ライフリーSKIN CONDITION—晩中スーパー	45枚	1,960円
	ライフリーSKIN CONDITION—晩中ウルトラ	42枚	2,347円
	ライフリーSKIN CONDITION—晩中エクストラ	36枚	2,657円
	ライフリー簡単装着パッドレギュラー	54枚	944円
	ライフリー簡単装着パッドスーパー	28枚	1,172円
	ライフリーさわやかパッド快適の中量用	22枚	433円
ライフリーズレずに安心紙パンツ専用パッドコンパクト	20枚	401円	

(5) その他の費用

項目	金額
診療費	実費
調剤料金	実費
クリーニング代 (業者依頼分)	実費
個人購読の新聞	実費